

令和 4 年 3 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 3 月 24 日 (木) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	3 番 木 村 輝 義
4 番 小 林 利 信	5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕
7 番 高 野 光 和	8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗
10 番 藤 生 定 雄	11 番 星 野 邦 夫	12 番 前 原 卓
13 番 根 岸 始		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 赤 石 憲 治	2 番 阿 左 美 和 男	3 番 新 井 將 彦
4 番 金 子 昇	5 番 小 林 和 弘	6 番 斎 藤 悦 子
7 番 鈴 木 伸 一	8 番 高 橋 隆	9 番 武 裕 士
10 番 田 村 範 行	11 番 星 野 憲 三	12 番 松 島 政 治
13 番 森 下 幾 久 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 3 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。ま

た在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 3 月 24 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 4 年 3 月 24 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「11 番：星野 邦夫 委員」と「12 番：前原 卓 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容の説明)
番号 1 番。申請理由、現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいますが、母より申請地を譲り受け、経営の安定を図りたく申請するもの。
以上 1 件の審議につきましてよろしくお願いいたします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

4 番推進委員 以前は一括贈与すれば認定農業者でなくても相続するまでは納税猶予を受けられたのですが、現在は認定農業者でなければ納税猶予を受けられないようです。このケースは納税猶予できるケースでしょうか。

会 長 贈与税を考慮して少しずつ子供に農地を贈与しようと思っっていると思われま

4 番推進委員 ということは、認定農業者ではないということでしょうか。認定農業者であれば

一括贈与を行えば納税猶予を受けられると聞いたのでお尋ねしました。

会 長 一括贈与を行ったとしても相続の時には相続税がかかるわけです。それよりは少しずつ贈与した方が節税になると考えたのではないのでしょうか。

5 番 委員 この方は認定農業者です。おそらく一括贈与の納税猶予を承知の上で、贈与税と相続税の負担を比べて、贈与税がかからない範囲で少しずつ農地の贈与をしていると考えていると思われます。

会 長 他にご質問はありますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長 日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番
(議案書：申請人、土地の表示の説明)
番号1番。申請地の隣接地は工場・事務所で農地転用許可を取得していますが、申請地も一体利用するため申請するもの。畑3,803㎡と一体利用。
以上1件の審議につきましてよろしく願いいたします。

会 長 番号1番の案件について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7 番 委員 7番、高野です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇を南下しまして、久宮宮の〇〇の信号の一つ手前を左折します。またすぐ左折し北上します。北上してすぐ右側が申請地です。転用許可済地の西側の隣接地であり現在は花壇となっております。特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

会 長 日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番から番号4番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号1番。笠懸町阿左美、畑、畑、現況雑種地、計6筆。トレーラーハウス用地。賃貸借。不動産業他を営んでいますが、交通の便が良く、近隣に飲食店も多い申請地を借り受け、トレーラーハウス用地として利用したく申請するもの。始末書添付。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号2番。不動産業及び建設業を営んでいますが、生活環境や交通の便の良い申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。
番号3番。不動産業を営んでいますが、砂利、碎石、電柱等の置場が不足しているため、申請地を買い受け、資材置場としたく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号4番。現在、現住所に居住していますが、申請地を買い受け、住宅の敷地を拡張したく申請するもの。始末書添付。雑種地、山林計392㎡と一体利用。
以上4件の審議についてよろしく願いいたします。

1番

会 長 番号1番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の2番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交わる交差点を〇〇へ向かった十字路の一角の右手側にあります。始末書のとおり西側三分の一に看板が立っています。東側三分の二は畑としてきちんと使われているような状態です。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし

ます。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会長 番号2番の案件について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、櫻井です。地図の3番をご覧ください。先ほどの〇〇と〇〇が交わる信号を200メートルほど北上します。〇〇を左折し、しばらく進んだT字路の交差点の左手側が申請地です。今は枯れ草の状態ですが、ここ何年かは家庭菜園の様な形で畑として利用されていたような土地です。地図から分かるとおり、道に囲まれており、南側は墓地なので、宅地として利用した方が良いのかなという感じを受けました。慎重審議をお願いします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、小林です。地図の4番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇へ向かう信号を北上します。しばらく北上した左手側が申請地となります。すぐ北側に〇〇があり、その下です。草が生えており特に問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号4番の案件について、始末書の添付がありますので、始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 東5区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、関口です。地図5番をご覧ください。申請地は〇〇を〇〇より約10キロメートルほど〇〇へ進んだ〇〇にあります。国道の南側には〇〇があり、国道を挟んだ北側が申請地となります。土地所有者に話を聞いたところ、現在の土地所有者の親の代から宅地として利用しているとのことでした。周囲は雑種地と山林に囲まれており、農地としてほとんど利用出来ない場所です。何ら問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

ます。

事務局 申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため、農地区分は第2種農地と判断します。追認案件であり、周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

事務局 番号5番から番号6番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号5番。自動車部品等輸出入販売業を営んでいますが、車両置場が不足しているため、申請地を買い受け、中古車置場として利用したく申請するもの。
番号6番。電気工事業を営んでいますが、日照条件の良い申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
以上2件の審議についてよろしく願いいたします。

5番

会長 番号5番について、東2区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、関口です。地図の6番をご覧ください。申請地は〇〇の前の道路を東に200メートルほど進んだ右手側になります。5～6年前まで土地所有者の奥さんが耕作してましたが、奥さんが施設に入所したことから、しばらく耕作放棄地となっています。令和3年度の意向調査の対象農地でしたが、結局土地所有者にお会いできませんでした。土地所有者は高齢でありこれから先も農地利用は難しいと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。
次の説明をお願いします。

6 番

会 長 番号 6 番の案件について、東 3 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、関口です。地図の 7 番をご覧ください。申請地は〇〇を進み、〇〇から約 2 キロメートルほど進みます。〇〇の信号を左折します。〇〇へ進みます。〇〇を渡った〇〇という地区になります。申請地は傾斜地で最近はいノシシが出没しており、穴だらけになっています。農地としては条件が良くないので、太陽光として利用する方が良いのかなと思います。
慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は山間部に位置しており、農地の規模が 10 ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

事務局 番号 7 番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号 7 番。部品製造業を営んでいますが、現在の場所は賃貸のため相当な賃料が

かかることから、申請地を買い受け、事務所・工場用地といたく申請するもの。都市計画法第 29 条該当。みどり市土地開発事業指導要綱該当。以上 1 件の審議についてよろしく願いいたします。

7 番

会 長 番号 7 番について、笠 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、高野です。地図の 8 番をご覧ください。〇〇を南下します。久宮の〇〇の信号を東へ向かいまして約 300 メートル進んだところの右手側が申請地です。申請地は空き地になっておりまして、特段問題はないかと思っておりますので、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が 11 件、再設定が 4 件ございます。
(議案書: 利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
まず最初に、6 ページの番号 1 番から番号 10 番を説明します。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号10番について採決をいたします。番号1番から番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番、番号10番は可決いたします。

事務局 7ページの番号11番を説明します。新規設定11件、地積合計は15,509㎡となります。以上1件の審議についてよろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号11番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号11番について採決をいたします。番号11番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号11番は可決いたします。再設定の説明をお願いします。

事務局 8ページの番号1番から番号4番を説明します。再設定4件、地積合計は3,643㎡となります。以上4件の審議についてよろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号4番について採決をいたします。番号1番から番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年3月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年3月24日 午後3時30分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

.....

11 番委員

.....

12 番委員

.....